

文書番号:CJQ02-03	中部国際空港 予約駐車場利用規約	制 定 日:2006.3.27
改正番号: 6		改 正 日:2021.4.1

中部国際空港予約駐車場利用規約

(総則)

第1条 この規約は、中部国際空港株式会社（以下「会社」といいます。）が設置する一般駐車場の予約駐車場として使用する駐車場（以下「予約駐車場」といいます。）の申し込み及び利用方法について定めたものです。

2 予約駐車場の申込みする者（以下「申込者」といいます。）及び予約駐車場を利用する者（以下「利用者」といいます。）は、本規約、中部国際空港一般駐車場管理規程（以下「一般駐車場管理規程」といいます。）及び会社が運営する駐車場予約サイト「セントレア駐車場予約」に掲示するルール等（以下「本規約等」といいます。）を遵守していただくこととなります。

(予約駐車場の名称等)

第2条 予約駐車場の名称、駐車場管理者の名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所は別表第1のとおりとします。

2 予約駐車場は、一般駐車場管理規程で定める第1駐車場内の立体駐車棟で構成されています。ただし、必要に応じて第2駐車場内の立体駐車棟を予約駐車場とすることがあります。

(利用できる車両等)

第3条 予約駐車場に駐車することができる車両（積載物及び取付物を含み、以下同じです。）は、別表第2のとおりとします。

2 身障者スペースを利用できる車両は、「駐車禁止除外指定車」の標章の掲出があり指定の対象者が乗車している場合、または会社が承認した場合に限ります。

(利用できる期間)

第4条 予約駐車場を使用できる期間は、利用開始日から利用終了日までの暦日とします。

2 利用開始日に予約駐車場に入場されなかった場合は、当該予約をキャンセルされたものと見なします。

(予約駐車場の申込方法)

第5条 申込者は、本規約等に同意の上で、原則「セントレア駐車場予約」に案内のあるウェブにて所定の利用申込みをしていただきます。なお、過去に虚偽の申込をされた方やその他、会社が相応しくないと判断した方からの申込についてはお断りする場合があります。

2 申込者は、利用申込確認のため予約駐車場を利用される駐車場(一般/身障者)、当日利用者のお名前、車の車両番号及びご利用期間を登録していただきます。またメ

文書番号:CJQ02-03	中部国際空港 予約駐車場利用規約	制 定 日:2006.3.27
改正番号: 6		改 正 日:2021.4.1

ールアドレスを登録させていただきます。
登録した情報は忘れないよう必ず控えてください。

(予約番号の管理)

第6条 予約番号は、他人に知られることがないよう申込者本人が責任をもって管理をお願いします。入力された予約番号が登録されたものと一致することを所定の方法により確認した場合、申込者による申し出があったものとみなします。仮にそれらが盗用、不正使用その他の事情により申込者以外の者が利用している場合であっても、それにより生じた損害について会社は一切責任を負いません。

(申込み内容の変更等)

第7条 車両番号、利用期間、利用者等、申込みされた情報に変更が生じた場合や予約駐車場の利用を取りやめる場合は、速やかに予約情報の変更または予約キャンセルをお願いします。

(申込者への連絡方法)

第8条 会社は、申込者に対し原則として電子メールを利用して連絡するものとします。

(予約駐車場の利用方法)

第9条 利用者は、以下の手順により予約駐車場を利用させていただきます。

- (1) 駐車場入口ゲートにおいて駐車券の交付を受ける。
- (2) 身障者スペースを申し込んだ場合は、駐車券発券機のインターフォンで予約番号を申し出て駐車場所を確認する。
- (3) 予約駐車場入口ゲートにおいて駐車券を挿入する。
- (4) 駐車券を挿入してもゲートが開かない場合などは予約番号を入力する。車両番号や予約開始日が登録情報と異なる場合などは、ご入場いただけない場合がございます。
- (5) 駐車料金の支払いは、駐車場出口ゲートまたは事前精算機において行う。

(駐車料金)

第10条 駐車料金(消費税及び地方消費税を含み、以下同じです。)は、別表第3のとおりとします。

- 2 一般駐車場管理規程で定める「身体障害者等割引」「低公害車割引」「商業施設割引」「セントレアカード会員割引」を適用します。
- 3 前2項に定めるほか、予約割増として1回の利用につき別表4の金額を駐車料金としていただきます。ただし、セントレアカードで決済していただいたお客様は、予約割増の適用外となります。なお、予約割増については前項の「身体障害者等割引」は適用されません。

文書番号:CJQ02-03	中部国際空港 予約駐車場利用規約	制 定 日:2006.3.27
改正番号: 6		改 正 日:2021.4.1

(一般駐車場管理規程の適用)

第11条 予約駐車場を利用するにあたり、本規約に定めのないものについては一般駐車場管理規程を適用します。

(個人情報の取り扱い)

第12条 会社は、セントレアグループ個人情報保護方針に従い個人情報を取り扱います。

(禁止事項)

第13条 「セントレア駐車場予約」の利用に際しては、申込者に対し次の各号の行為を行うことを禁止します。

- (1) 法令、本規約等または公序良俗に反すること
- (2) 他の申込者、その他第三者に対し、その権利を侵害し、不利益を与え、または不快感を抱かせる行為を行うこと
- (3) 会社が承認した以外の方法で「セントレア駐車場予約」を利用すること
- (4) 有害なコンピュータプログラム等を送信または書き込むこと
- (5) スпамメール、チェーンレター、ジャンクメール等を送信すること
- (6) その他会社が禁止する行為

2 会社は、申込者が前項各号に該当すると判断した場合には、事前に通知することなく、当該申込者に対し、「セントレア駐車場予約」の利用停止を行うことができるものとします。これにより当該申込者に何らかの損害が生じたとしても、会社は一切の責任を負わないものとします。

3 申込者は、故意又は過失により、予約駐車場の適正な使用を妨げる行為を行うことにより会社に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(会社の免責)

第14条 会社は、以下の損害等について一切責任を負わないものとします。

- (1) 通信回線やコンピュータなどの障害によるシステムの中断・遅滞・中止・データの消失、データへの不正アクセスにより生じた損害
- (2) 会社のサービスに関して申込者に生じた損害
- (3) 申込者の電子メール環境または伝達経路の不備により、会社が配信した電子メールが当該申込者に到着しなかったことにより生じた損害

2 会社は、会社のウェブページ・サーバ・ドメインなどから送られるメール・コンテンツに、コンピューター・ウィルスなどの有害なものが含まれていないことを保証いたしません。

3 会社は、申込者に対し、適宜情報提供やアドバイスを行うことがありますが、それにより責任を負うものではありません。

文書番号:CJQ02-03	中部国際空港 予約駐車場利用規約	制 定 日:2006.3.27
改正番号: 6		改 正 日:2021.4.1

- 4 申込者が本規約等に違反したことによって生じた損害については、会社は一切責任を負いません。
- 5 会社は、サービスを常に良好な状態をご利用いただくために、以下の場合、事前に通知することなく、サービスの全部または一部の提供を中断または停止する等の必要な措置を取ることができるものとします。その場合に申込者に生じた損害について、会社は一切責任を負わないものとします。
- (1) システムの定期保守や緊急保守を行う場合
 - (2) システムに負荷が集中した場合
 - (3) サービスの運営に支障が生じると判断した場合
 - (4) 申込者のセキュリティを確保する必要がある場合
 - (5) その他必要があると判断した場合

(本規約の改定)

第15条 会社は、本規約等を任意に改定できるものとし、また、会社において本規約を補完する規約（以下「補完規約」といいます。）を定めることができます。本規約の改定または補完は、改定後の本規約または補完規約を「セントレア駐車場予約」に掲示したときにその効力を生じるものとします。この場合、申込者および利用者は改定後の規約および補完規約に従うものとします。

(準拠法及び合意管轄)

第16条 本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、本規約に関し訴訟の必要が生じた場合には、会社の主たる事務所の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の合意管轄裁判所とします。

附 則

この規約は、2021年4月1日より施行する。

中部国際空港予約駐車場利用規約

別表第1（第2条関係）

駐車場の名称	予約駐車場
駐車場管理者の名称	中部国際空港株式会社
駐車場管理者の住所	愛知県常滑市セントレア一丁目1番地
代表者の氏名	代表取締役社長 犬塚 力
代表者の住所	愛知県常滑市セントレア一丁目1番地
代表者の連絡先	(0569) - 38 - 7777 (代表)

別表第2（第3条関係）

車種	制限基準（単位：m）		
	幅	高さ	長さ
普通自動車	2.2 ^{以内}	2.1 ^{以内}	6.0 ^{以内}

別表第3（第10条第1項関係）

駐車時間の単位		駐車料金
入場から24時間まで	入場から1時間まで	300円
	1時間を超え5時間まで 1時間毎	300円
	5時間を超え24時間まで	1,600円
24時間を超えて 101時間まで	24時間を超えて5時間まで 1時間毎	300円
	24時間毎	1,600円
101時間を超えて720時間まで		8,000円
720時間超	24時間毎	1,000円

* ただし、入場から30分までは、駐車料金の徴収を免除する。

別表第4（第10条第3項関係）

利用開始日が属する日	金額
1回の予約につき	1,000円

文書番号: CJQ02	中部国際空港 一般駐車場管理規程	制定日: 2005.01.30
改正番号: 13		改正日: 2020.10.08

中部国際空港一般駐車場管理規程

(目的)

第1条 この規程は、中部国際空港株式会社（以下「会社」という。）が設置する一般駐車場（以下「駐車場」という。）の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(駐車場の名称等)

第2条 駐車場の名称、駐車場管理者の名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所は、別表第1に掲げるとおりとする。

(駐車場の構成)

第3条 第1駐車場及び第2駐車場は、立体駐車棟、平面駐車ゾーン、一般車のりば及び駐車場内道から構成され、立体駐車棟及び平面駐車ゾーンが車両を駐車できる場所であり、一般車のりばは乗車のための停車帯とする。

2 第3駐車場は、立体駐車棟、平面駐車ゾーン、一般車のりば・おりば及び駐車場内道から構成され、立体駐車棟及び平面駐車ゾーンが車両を駐車できる場所であり、一般車のりば・おりばは乗車及び降車のための停車帯とする。立体駐車棟内に一部、契約車以外駐車することができない契約車専用駐車場が設置されている。

3 第4駐車場は、平面駐車ゾーン、一般車のりば・おりばから構成され、平面駐車ゾーンが車両を駐車できる場所であり、一般車のりば・おりばは乗車及び降車のための停車帯とする。

4 第9駐車場及び二輪車駐車場は平面駐車ゾーンのみで構成されている。

(利用できる車両)

第4条 駐車場に駐車することができる車両は、別表第2に掲げる車両（積載物及び取付物を含む。以下同じ。）に限る。

(供用時間)

第5条 駐車場の供用時間は、24時間とする。

(供用の休止等)

第6条 会社は、次の各号に掲げる場合は、駐車場の全部若しくは一部について供用を休

文書番号：CJQ02	中部国際空港 一般駐車場管理規程	制定日：2005.01.30
改正番号：13		改正日：2020.10.08

止し、車路の通行止等を行い、駐車位置を変更し、又は駐車車両の退避を要請することがある。

(1) 災害若しくは事故により、駐車場の施設若しくは器物が損壊し、又は損壊するおそれがあるとき。

(2) 保安上供用の継続が適当でないとき。

(3) 工事、清掃等を行うため必要があるとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上特に必要があるとき。

2 会社は、前項に規定する措置を行ったことによる責めを負わない。

(駐車場の出入等)

第7条 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 駐車場入口ゲートにおいて駐車券の交付を受けること。

(2) 第18条、第19条及び第20条に規定する割引の適用は、駐車券および身体障害者手帳、車検証等の割引に必要な書類をもって会社の指定する場所で申し出ること。

(3) 駐車料金の支払いは、駐車場出口ゲートまたは事前精算機において駐車券等をもって行うこと。

(4) 事前精算機での駐車料金の支払い後、車両を駐車場から出車させるまでに30分を超えた場合は、利用者は、第15条第2項に定める時間に応じた駐車料金を、駐車場出口ゲートにおいて支払うこと。

(5) 利用者は、会社が駐車券の提示を求めたときは、これに応じること。

2 会社は、利用者から駐車料金の支払いを受けた際に、利用者の要望に応じて領収書を交付する。

(二輪車駐車場の出入等)

第8条 二輪車駐車場を利用する者は、前条第1項第1号から第4号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 駐車場管理事務所において駐車券の交付を受けること。

(2) 駐車料金の支払い並びに第18条及び第20条に規定する割引の適用は、駐車場管理事務所において駐車券等割引に必要な書類をもって行うこと。

(3) 駐車料金の支払いを完了した場合は、速やかに駐車場から出車すること。

(出庫申請)

第9条 利用者は、駐車券を紛失し、又は滅失したときは、免許証を提示の上、出庫申請書（様式01）を提出して、会社の出庫承認を得なければならない。この場合において、会

文書番号: CJQ02	中部国際空港 一般駐車場管理規程	制定日: 2005.01.30
改正番号: 13		改正日: 2020.10.08

社は上記免許証の番号を控えた上、新たな駐車券を発行する。

(駐車場内の通行)

第10条 駐車場内において車両を運転する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 速度は、駐車場内道においては毎時20キロメートルを、それ以外の場所では毎時10キロメートルを超えないこと。
- (2) 追越しをしないこと。
- (3) 警笛をみだりに使用しないで静かに運転すること。
- (4) 駐車位置を離れる車両の通行を優先させること。
- (5) 標識、標示その他会社の指示に従うこと。
- (6) その他道路交通関係法令に定める道路交通に準じて通行すること。

(駐車拒否等)

第11条 会社は、駐車場が満車である場合は、駐車を拒否するほか、駐車しようとする車両が次の各号の一に該当するときは、駐車場の利用を認めない。

- (1) 爆発物その他の危険物を積載し、又は取り付けているとき。
- (2) 著しい騒音若しくは臭気を発し、又は多量の排気ガス等を出すとき。
- (3) 非衛生的な物を積載し、若しくは取り付け、液汁を出し、又は物をこぼすとき
- (4) 運転者が酒気を帯び、又は無謀な運転をするおそれがあるとき。
- (5) 隔離を要すると認められる伝染病患者が乗車しているとき。
- (6) 正当な理由がなく、刃物、棒その他の人に危害を加えるおそれのある物を持ち込んでいるとき。
- (7) その他駐車場の管理上特に支障があるとき。

(禁止行為)

第12条 駐車場内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 駐車又は停車時に原動機をみだりに作動させること。
- (2) 駐車枠以外の場所に駐車すること。
- (3) ごみ、廃棄物等を定められた容器以外に遺棄し、又は手荷物その他の物をみだりに放置すること。
- (4) 駐車場に駐車させた車両内で宿泊すること。
- (5) 駐車場の施設、器物若しくは車両を滅失し、き損し、又は汚損するおそれのある行為をすること。
- (6) 立ち入りの禁止を標示した場所に立ち入ること。

文書番号: CJQ02	中部国際空港 一般駐車場管理規程	制定日: 2005.01.30
改正番号: 13		改正日: 2020.10.08

(7) 前各号に掲げるもののほか、会社の業務又は他の利用者の利用の妨げとなる行為をすること。

2 駐車場内において、会社の承認を受けた場合を除き、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 車両に燃料を補給し、又は車両から燃料を抜き出すこと。
- (2) 利用者以外の者が駐車場に立ち入ること。
- (3) 会社の事務室、倉庫等に立ち入ること。
- (4) 道路運送法に基づく旅客自動車運送事業としての営業行為を行うこと。
- (5) 車両の預かり、受渡し等の営業行為を行うこと。
- (6) 物品の販売、陳列等又は文書の配布、掲示等を行うこと。
- (7) 募金、署名運動、宣伝、演説又は飲酒を行うこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、駐車する目的以外に駐車場を利用すること。

(退去等)

第13条 会社は、第11条各号に該当する車両を運転する者及び前条の規定に違反した者に対し、駐車場からの退去等を命ずることがある。

(事故の届出、応急措置)

第14条 利用者は、次の各号に掲げる場合は、直ちに、会社に届け出なければならない。

- (1) 駐車場内において事故をおこしたとき。
- (2) 駐車場内の施設、器物若しくは車両を滅失し、き損し、又は汚損したとき。
- (3) 車両に異常を発見したとき。
- (4) 駐車場において事故、火災又は犯罪行為を発見したとき。

2 会社は、前項の届出があったとき又は前項各号に掲げる事実を発見したときは、速やかに必要な措置を取る。

3 利用者は、前項の規定により会社の取る措置に協力する。

(駐車時間)

第15条 駐車時間は、駐車場への入車日時から駐車場からの出車日時までとする。ただし、事前精算機において支払いをした場合は、その支払い日時までとする。

2 事前精算機において支払いをした後、30分経過した場合は、事前精算機での支払い日時から駐車場からの出車日時までを新たな駐車時間とする。

3 事前に届出のあった場合を除き、同一の車両を引き続き30日を超えて駐車してはならない。

文書番号: CJK02	中部国際空港 一般駐車場管理規程	制定日: 2005.01.30
改正番号: 13		改正日: 2020.10.08

(駐車料金)

第16条 駐車料金(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)は、別表第3第1項に掲げるとおりとする。

(駐車料金の徴収猶予等)

第17条 会社は、利用者に真にやむを得ない事情があると認めるときは、駐車料金の徴収を猶予もしくは料金の一部を免除して出車させることができるものとする。

(身体障害者等割引)

第18条 利用者は、次の各号に該当する事実を証明するものを呈示した上で、本人確認ができた場合は、その者が乗車する自動車(ただし、営業行為の一環として使用する車両及び大型自動車を除く。)の駐車料金については、第16条の規定にかかわらず、別表第3第2項の適用を申し出ることができる。ただし、第9駐車場は除く。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)および療育手帳制度の実施について(同日厚生省発児第725号厚生省児童家庭局長通知)の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- (3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年8月3日法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、航空割引欄に航空割引の押印を受けている者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年5月1日法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第1条の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者
- (6) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項の規定により医療受給者証の交付を受けている者

(低公害車割引)

第19条 利用者は、次の各号に該当する自動車(自動二輪車を除く。)で当該事実を証明するものを呈示した場合は、その駐車料金について、第16条及び第18条の規定にかかわらず、別表第3第1項又は第2項に掲げる料金から300円を減ずることを申し出ることができる。ただし、第9駐車場は除く。

- (1) 電気自動車(道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)第58条で定める自動車検査証中の燃料の種類欄に電気の記載がある自動車)
- (2) 燃料電池自動車(道路運送車両法第58条で定める自動車検査証中の燃料の種類

文書番号：CJQ02	中部国際空港 一般駐車場管理規程	制定日：2005.01.30
改正番号：13		改正日：2020.10.08

欄に圧縮水素の記載がある自動車)

(商業施設割引)

第20条 利用者は、商業施設(中部国際空港第1ターミナル、第2ターミナル、FLIGHT OF DREAMS(フライトオブドリームズ)及びアクセスプラザビル内の会社が指定する商業店舗)で、駐車場利用期間内に合計5,000円以上利用したことを証明するものを呈示した場合は、その駐車料金について、第16条及び第18条の規定にかかわらず、別表第3第1項又は第2項に掲げる料金から、600円を減じることを申し出ることができる。ただし、第9駐車場は除く。

(セントレアカード会員割引)

第21条 利用者は、その駐車料金の決済にセントレアカードを使用した場合、第16条及び第18条の規定にかかわらず、別表第3第1項又は第2項に掲げる料金から、300円の減額を受けることができる。ただし、第9駐車場は除く。

(割引の重複)

第22条 第19条、第20条及び第21条の規定に基づく割引は、重複して受けることができる。

(愛知県国際展示場で開催されるイベント・展示会等の参加者への優遇措置)

第23条 利用者が、愛知県国際展示場で開催されるイベント・展示会等に参加する場合、当該イベント・展示会に参加した証として愛知県国際展示場で認証された駐車券で精算すれば、初日のみ1日最大800円とする。ただし、大型車、自動二輪車は除く。また、第9駐車場も除く。

2 前項の場合、第18条、第19条及び第20条の規定に基づく割引とは、重複して受けることはできない。ただし、第21条の規定に基づく割引とは、重複して受け取ることができる。

(回数駐車券)

第24条 会社は、別表第4に掲げる金額の回数駐車券を発行することができる。

2 回数駐車券は、払戻し又は再発行はしない。

3 利用者が回数駐車券を改ざんし、又は不正に使用したときは、回数駐車券は没収する。

(不正利用に対する割増駐車料金)

第25条 会社は、利用者が不正な方法により駐車料金の全部又は一部の支払いを免れた

文書番号: CJQ02	中部国際空港 一般駐車場管理規程	制定日: 2005.01.30
改正番号: 13		改正日: 2020.10.08

ときは、免れた金額の3倍に相当する割増駐車料金を徴収する。

(損害賠償)

第26条 会社は、その責めに帰すべき事由による場合を除き、駐車場の利用に係る車両の滅失又はき損等による損害の賠償の責めを負わないものとする。

2 会社は、車両の積載物及び取付物に関する損害については、一切賠償の責めを負わないものとする。

3 会社は、第三者による車両の滅失又は損傷等の損害については、一切賠償の責めを負わないものとする。

4 利用者は、駐車場内での接触その他の事故により、他の駐車中の車両に損害を与えたときは、各当事者間で責任をもって解決しなければならない。

5 利用者は、故意又は過失により、駐車場の施設又は器物を滅失、き損又は汚損することにより会社に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(引取りの請求)

第27条 予め会社への届出を行うことなく第15条第3号に規定する期間を超えて車両を駐車している場合において、会社はこの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、会社が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は会社の過失なくして利用者を確認することができないときは、会社は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、会社に対して車両の引渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、会社が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 会社は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、会社の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第28条 会社は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

(車両の移動措置)

文書番号: CJK02	中部国際空港 一般駐車場管理規程	制定日: 2005.01.30
改正番号: 13		改正日: 2020.10.08

第29条 会社は、第13条又は第26条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第30条 会社は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は会社の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3カ月を経過した後、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 会社は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。

3 会社は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者へ返還するものとする。

(延滞金)

第31条 会社は利用者が料金の納入を遅滞したときは、その遅滞した金額に対し、納入期限の翌日から納入した日までの期間に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(実施に関し必要な事項)

第32条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、2020年10月8日より施行する。

中部国際空港一般駐車場管理規程

別表第1 (第2条関係)

駐車場の名称	第1駐車場、第2駐車場、第3駐車場、第4駐車場、第9駐車場、 二輪車駐車場
駐車場管理者の名称	中部国際空港株式会社
駐車場管理者の住所	愛知県常滑市セントレア一丁目1番地
代表者の氏名	代表取締役社長 犬塚 力
代表者の住所	愛知県常滑市セントレア一丁目1番地
代表者の連絡先	(0569) - 38 - 7777 (代表)

別表第2 (第4条関係)

駐車場名	施設名	車種	制限基準 (単位: m)		
			幅	高さ	長さ
第1駐車場 第2駐車場	平面駐車ゾーン	普通自動車	2.2 ^{以内}	2.5 ^{以内}	6.0 ^{以内}
		大型自動車	2.5	3.8	12
第3駐車場	立体駐車棟 および屋外駐車ゾーン (一部)	普通自動車	2.2	2.1	6.0
		普通自動車	2.2	2.5	6.0
	屋外駐車ゾーン (一部)	マイクロバス	2.5	3.3	7.0
		普通自動車	2.2	2.5	6.0
第4駐車場	平面駐車ゾーン	普通自動車	2.2	2.5	6.0
		マイクロバス	2.5	3.8	9.5
第9駐車場	平面駐車ゾーン	マイクロバス	2.5	3.3	6.0
二輪車駐車場	平面駐車ゾーン	自動二輪車	—	—	—

*ただし第3駐車場の一般車のりば・おりばの高さ制限値は3.3m以内。

中部国際空港一般駐車場管理規程

別表第3

1 駐車料金 (第16条関係)

第1駐車場 第2駐車場、第3駐車場、第4駐車場

駐車時間の単位		普通自動車	大型自動車
入場から24時間まで	入場から1時間まで	300円	1,000円
	1時間を超え5時間まで 1時間毎	300円	1,000円
	5時間を超え24時間まで	1,600円	5,000円
24時間を超えて 101時間まで	24時間を超えて5時間まで 1時間毎	300円	1,000円
	24時間毎	1,600円	5,000円
101時間を超えて720時間まで		8,000円	25,000円
720時間超	24時間毎	1,000円	5,000円

* ただし、入場から30分までは、駐車料金の徴収を免除する。

第9駐車場

駐車時間の単位		駐車料金
入場から24時間まで	入場から1時間まで	300円
	1時間を超え5時間まで 1時間毎	300円
	5時間を超え24時間まで	1,600円
24時間を超えて 120時間まで	24時間毎	1,600円
120時間超	24時間毎	1,000円

* ただし、入場から60分までは、駐車料金の徴収を免除する。

中部国際空港一般駐車場管理規程

二輪車駐車場

駐車時間の単位		駐車料金
入場から 24 時間まで	入場から 1 時間まで	100 円
	1 時間を超え 5 時間まで 1 時間毎	100 円
	5 時間を超え 24 時間まで	500 円
24 時間を超えて 101 時間まで	24 時間を超えて 5 時間まで 1 時間毎	100 円
	24 時間毎	500 円
101 時間を超えて 720 時間まで		2,500 円
720 時間超	24 時間毎	500 円

* ただし、入場から 30 分までは、駐車料金の徴収を免除する。

2 駐車料金（身体障害者等割引）（第 18 条関係）

第 1 駐車場、第 2 駐車場、第 3 駐車場、第 4 駐車場

駐車時間の単位		普通自動車
入場から 24 時間まで	入場から 1 時間まで	150 円
	1 時間を超え 5 時間まで 1 時間毎	150 円
	5 時間を超え 24 時間まで	800 円
24 時間を超えて 101 時間まで	24 時間を超えて 5 時間まで 1 時間毎	150 円
	24 時間毎	800 円
101 時間を超えて 720 時間まで		4,000 円
720 時間超	24 時間毎	500 円

* ただし、入場から 30 分までは料金の徴収を免除する。

中部国際空港一般駐車場管理規程

二輪車駐車場

駐車時間の単位		駐車料金
入場から 24 時間まで	入場から 1 時間まで	50 円
	1 時間を超え 5 時間まで 1 時間毎	50 円
	5 時間を超え 24 時間まで	250 円
24 時間を超えて 101 時間まで	24 時間を超えて 5 時間まで 1 時間毎	50 円
	24 時間毎	250 円
101 時間を超えて 720 時間まで		1,250 円
720 時間超	24 時間毎	250 円

* ただし、入場から 30 分までは、駐車料金の徴収を免除する。

別表第 4 (第 24 条関係)

	販売単位	料金の額	1 枚当りの使用金額
1 日回数券	11 枚	16,000 円	1,600 円